平成 21 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名　株式会社エム・ピー・ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　　佐藤　直浩
（コード番号：3734　東証マザーズ）
問合せ先　管理本部長　　小野　泰輔
03-6893-7770（代表）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 25 日開催の取締役会において、平成 21 年 10 月 28 日開催予定の第 11 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。）の施行に伴い、次のとおり変更を行うものであります。

(1) 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成 21 年 1 月 5 日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、定款第 7 条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(2) 「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。

(3) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(4) 取締役の役割分担の変更に伴い、株主総会および取締役会の招集権者および議長を取締役社長に変更するものであります。

(5) その他、必要な規定および文言の加除、修正等所要の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日	平成 21 年 10 月 28 日
定款変更の効力発生日	平成 21 年 10 月 28 日

3. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現行定款	変更案
（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。	（削除）
第８条　（条文省略）	第７条　（現行どおり）
（株主名簿管理人） 第９条　当会社は株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	（株主名簿管理人） 第８条　（現行どおり） ２　（現行どおり）
３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。	３　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。
第10条　（条文省略）	第９条　（現行どおり）
（基準日） 第11条　当会社は、毎年７月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第10条　当会社は、毎年７月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。
第12条　（条文省略）	第11条　（現行どおり）
（招集権者及び議長） 第13条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役会長が招集し、議長となる。 ２　取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。	（招集権者及び議長） 第12条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、議長となる。 ２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

現行定款	変更案
第14条～第21条　（条文省略）	第13条～第20条　（現行どおり）
（取締役会の招集及び議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。	（取締役会の招集及び議長） 第21条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。
第23条～第47条　（条文省略）	第22条～第46条　（現行どおり）
（新設）	附則 第１条　当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 第２条　前条及び本条の規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。

以　上